

【市町村民税所得割合算額の確認方法】 ※海南市で住民税が課税されている場合の通知書です。市町村により通知書の様式は異なる場合があります。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

所得	給与収入				主たる給与以外の 合算所得区分	課税標準	総所得③	税額控除前所得割額④		6月分	
	給与所得				営業等 農 業 等 配 当 給 付 種 類 課 税 時	山林所得	分離短期譲渡	税額控除額⑤		7月分	
	その他の所得計					分離長期譲渡	株式等の譲渡	所得割額⑥		8月分	
						上場株式等の配当等	先物取引	均等割額⑦		9月分	
					総所得金額①			税額控除前所得割額④		10月分	
所得控除	雑損		障・寡・勤			控老	扶養親族該当区分	税額控除額⑤		11月分	
	医療費		配偶者			特同老	同他	所得割額⑥		12月分	
	社会保険料		配偶者特別			同同老	同他	均等割額⑦		1月分	
	小規模企業共済		扶養			同同老	同他	特別徴収税額⑧		2月分	
	生命保険料		基礎			同同老	同他	控除不足額⑨		3月分	
	地震保険料		所得控除合計②			同同老	同他	既充当額⑩		4月分	
(摘要)						同同老	同他	既納付額⑪		5月分	
						同同老	同他	差引前付額⑬-⑩-⑪-⑫			
						同同老	同他	変更前税額⑫			
						同同老	同他	増減額(⑬-⑫)			
						同同老	同他	変更月			

【税額控除額⑤欄の内、住宅借入金等特別控除額】(市町村) ▲▲▲▲円 (道府県) ○○○円

受給者番号	
住	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変4(第321条の6)の規定によって通知します。合は、この通知書を受け取った日の翌日から)をすることとなります。この特別徴収税額の請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算日の代表者となります。)提起することによって審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起①審査請求があった日から3か月を経過して、手続きの続行により生ずる著しい損害を避けることができません。

問合せ先 海南市 税務課 住民諸務  
 (裏面) 矢印の方向に

●お子さまの父母の市民税所得割額(⑥)を合算してください。

(ひとり親世帯の場合は、いずれか一方、父母以外が保護者の場合は、その保護者の所得割額で判断します。)

- ・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除などの税額控除(市町村分)は適用されませんので、控除額がある場合は⑥の所得割額に合算してください。

【適用されない税額控除】

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額控除

- ・父母の収入額や課税状況により、祖父母の所得割額を合算する場合があります。

《注意》

- ・この通知書で確認できるのは、給与等からの特別徴収(給与等からの天引き)分のみです。
- ・修正申告等により所得が増減した場合、所得割額が変更されることがあります。